

第3回大阪市路上喫煙対策委員会 次第

日 時：平成19年5月29日（火）

午後2時00分

会 場：市役所P1 会議室

1 開 会

2 議 題

- ・「路上喫煙禁止地区」の選定について
- ・その他

3 閉 会

（配付資料）

資料1 第3回大阪市路上喫煙対策委員会資料

資料2 参考資料

- ・第3回大阪市路上喫煙対策委員会（参考資料）
- ・禁止地区地図
- ・「『路上喫煙禁止地区』の指定について」の審議のまとめ

第3回大阪市路上喫煙対策委員会資料

大阪市環境局

平成19年5月29日

第2回委員会のまとめ「禁止地区(御堂筋等について)」

- 「御堂筋」は、大阪を代表する通りであるからよい
- 「御堂筋」は距離が長いのでポイントを絞って「禁止地区」とすべき
- ポイントを絞ると、「御堂筋」という地域の明確性がうすれ、同時にPR効果もうすれる
- 「禁止地区」については、さしずめ一部の地域に限定するのが妥当
- 率先垂範の観点から、大阪市役所周辺も含めて勘案したい
- 「御堂筋」等の具体的場所の提案を受けて、次回委員会で判断する

第2回委員会のまとめ「禁止地区(その他)」

- 「禁止地区」の規制によって、その周辺地域で路上喫煙が増えるといったことにならないように
- 「禁止地区」の指定、規制の実施により実効性のある条例とすべき
- 「路上喫煙の禁止」と同時に、その他のマナー向上にも取り組むべきで、そのためには地域の協力が不可欠
- 「禁止地区」を設置してもうまくいかなければ撤退することも重要
- 罰則の適用によるトラブルの発生が危惧される
- 「禁止」に伴う新たなビジネスチャンスもあるのでは
- 御堂筋から喫煙者を追い出してそれで終わりではなく、喫煙場所マップの作成や喫煙設備の設置等の対策を考えるべき

第2回委員会のまとめ(その他)

- ネットアンケートの結果である、喫煙場所がない場合我慢をする人が**55%**もいる、たばこをやめたらいいのでは
- 市たばこ税は市税の約**4%**である、条例には反対しないが規制のポイントをしぼって実施してほしい
- この条例において、まち美化、安心・安全など多様な達成すべき目的あり、一方で自由と規制などの課題を内包しているので重点のおきどろにより議論が分かれるのは避けられない
- 路上喫煙の実態調査を継続すべき

第2回委員会のまとめ(禁止地区の指定)

禁止地区の選定の考え方(まとめ)

- 危険性(通行者に占める喫煙者の率)や通行量の上位地域
- 大阪を代表する地域(PR効果)
- 幹線道路等の「線」で設定(明確性)

- 御堂筋
上記の項目に該当する
- 中之島東(市役所周辺)
 - ① 上記の項目に該当する
 - ② 御堂筋に面しており地域の連続性がある
 - ③ 市民に対する率先垂範の要素がある

上記案で禁止地区を指定し、今後、施策効果等を検証する

御堂筋・中之島東(市役所周辺)の範囲

○ 御堂筋

北区曾根崎2丁目16番

北区梅田1丁目12番

から

中央区難波5丁目

まで

大阪府曾根崎警察署西側道路

新阪急ビル東側道路

高島屋大阪店北側道路

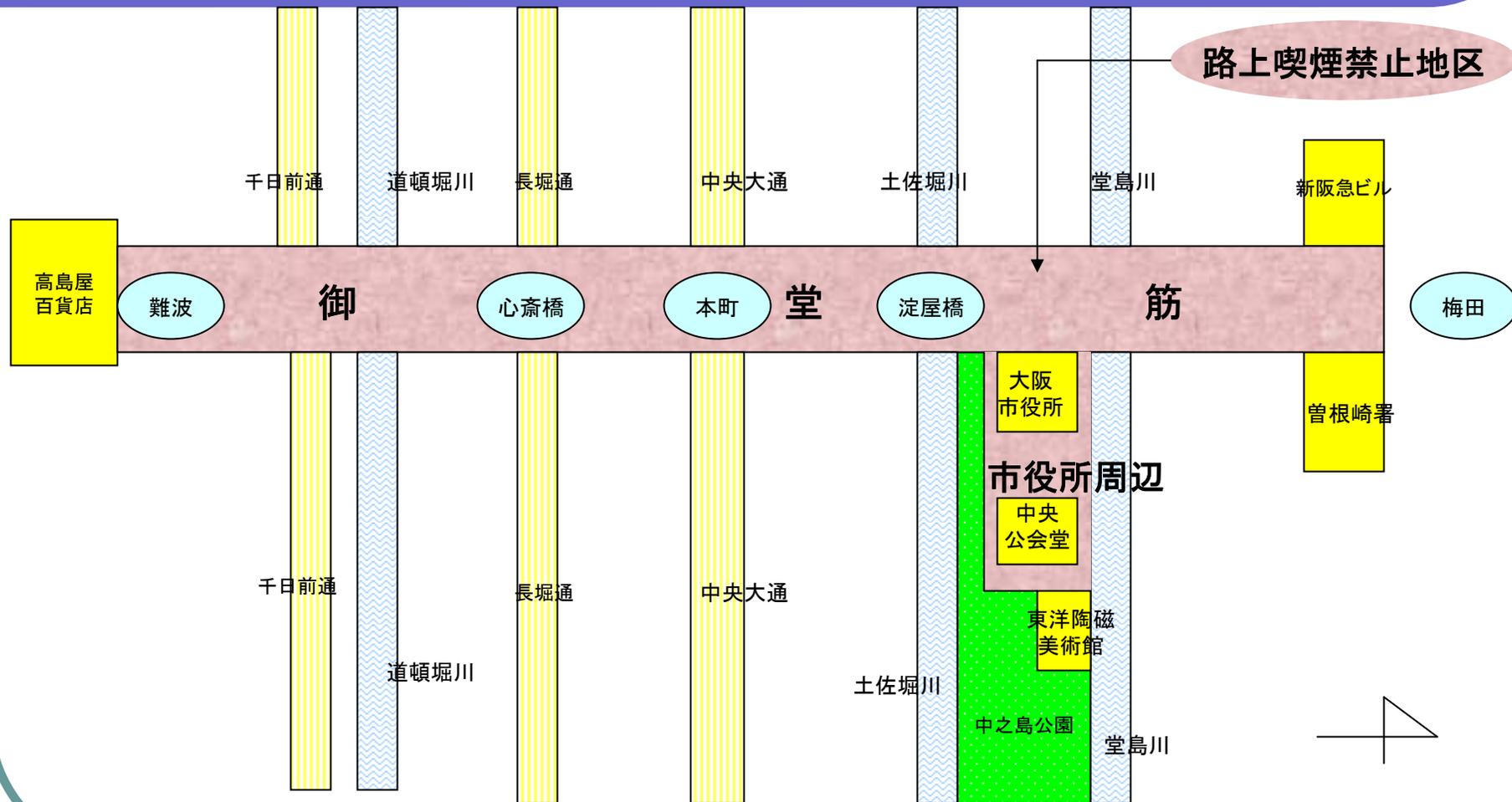
○ 中之島東 (市役所周辺)

北区中之島1丁目1番～3番

大阪市役所・府立中之島図書館

大阪市中央公会堂周辺道路

「禁止地区」の範囲(御堂筋・市役所周辺)



JR大阪駅前地域（地区指定から除外する理由）

- JR大阪駅周辺は、平成23年を目途に再開発計画が進行中であり、仮の建設物などが造られており、建物、敷地、歩道（公道）などとの境界が不明確である
- 御堂筋ではない

路上喫煙対策普及啓発(考え方)

○ 禁止地区内の周知

- ・ 7月～9月 路上喫煙防止指導員による、巡回指導・啓発
- ・ 10月以降 路上喫煙防止指導員による巡回指導・啓発及び違反者への過料徴収

○ 全市域及びビジターへの周知

- ・ 通年 条例内容の周知及び路上喫煙マナー・モラル向上
- ・ 7月～9月 禁止地区の周知
- ・ 10月以降 禁止地区の周知・過料徴収実施
 - ①ポスター等によるPR
 - ②映像によるPR
 - ③地域イベント等におけるPR

路上喫煙対策普及啓発 平成19年度スケジュール(案)

	19年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	20年 1月	2月	3月			
禁止地区	● 条例施行 委員会諮問 審議		答申	● 禁止地区告示 標示物設置			● 罰則条項施行								
	→			→			→								
	路上喫煙防止指導員による啓発・指導														
	路上喫煙防止指導員による違反者への過料徴収実施														
実施内容及び時期	条例内容の趣旨・目的の周知及び恒常的な路上喫煙マナー・モラルに向上にむけた普及啓発														
				● 禁止地区の周知を中心とした普及啓発			● 禁止地区の周知・過料徴収開始の周知を中心とした普及啓発								
				→			→								
イベント等				御堂筋パレード等の大規模イベントでの普及啓発(随時)											
			街頭キャンペーン		街頭キャンペーン										
			●			● ●	指導員出発イベント								
			区民まつり・ガレージセール等の地域イベントでの普及啓発												
	→														
広報等	街頭ビジョン放映						街頭ビジョン放映								
	→						→								
							→	Yahoo路線検索広告							
				新聞広告【禁止地区決定】			新聞広告【過料徴収】								
				●		● ● ●	ラジオCM放送								
				地下鉄・私鉄 中吊り広告(期間随時)											
							→								
							地下鉄・私鉄 駅張りポスター掲示(期間随時)								
				→											
				市政だより(毎月)・区広報紙(随時)への掲載											
				→											
事業境界局	地域団体・事業者団体・商店街等と協働した普及啓発の取り組み及びターミナル等でのリーフレット・啓発物品配布(毎日)														
	→														

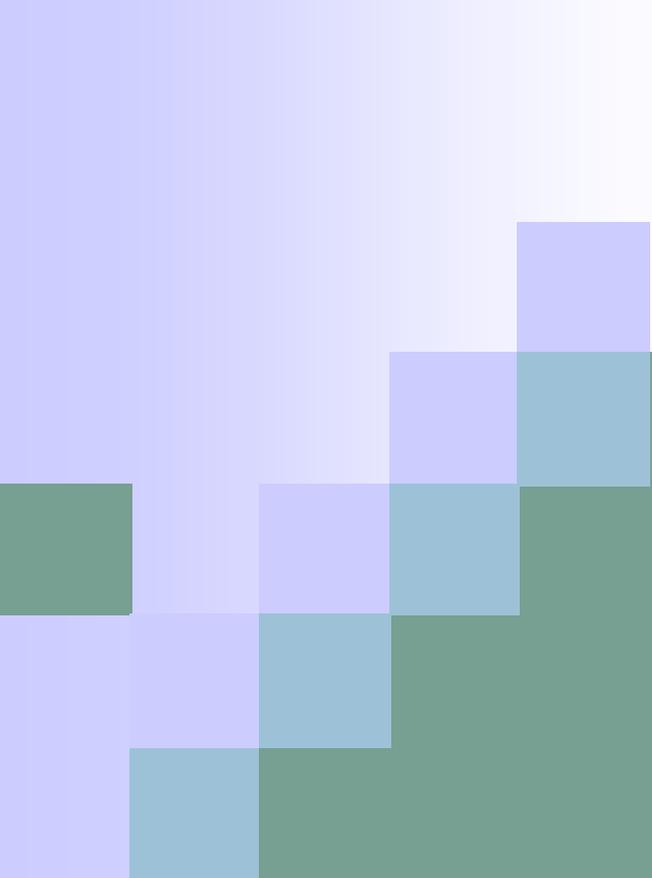
路上喫煙対策委員会審議スケジュール(案)

審議事項	4月			5月			6月			7月			8月			9月	10月	11月
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
禁止地区指定 について (中間答申)			諮問 ◎ 1回		○ 2回	○ 3回	○ 4回		◎ 中間答申									
			25日 (水) 午前		16日 (水) 午前	29日 (火) 午後	11日 (月) 午後											
喫煙設備の あり方について (中間答申)			諮問 ◎							○			○		◎ 中間答申			
									7月5日 (木) 午後				予定					
重点啓発推進地区 の指定・その他 (最終答申)			諮問 ◎							○			○					
									7月5日 (木) 午後				予定					◎ 最終答申

○ 4月1日
「路上喫煙の防止に関する条例」施行

○ 7月頃
「路上喫煙禁止地区」の指定

○ 10月1日
「罰則(過料徴収)」の適用



第3回大阪市路上喫煙対策 委員会(参考資料)

大阪市環境局

平成19年5月29日

政令市等における路上喫煙の規制状況（2-1）

	条例名・制定等の状況	市内全域での路上喫煙の規制	禁止地区・罰則等
千代田区	安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例（平成14年 施行）	努力義務	路上禁煙地区（禁止） 過料2,000円 適用あり
札幌市	たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（平成17年 施行）	努力義務	喫煙制限区域（禁止） 過料1,000円 適用あり
仙台市	安全安心街づくり条例に基づく推進会議にて各種迷惑行為に対する抑止策等を検討中	—	—
さいたま市	路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例（平成19年6月施行）	努力義務	路上喫煙禁止地区（禁止） 過料2,000円 適用予定
千葉市	路上喫煙等の防止に関する条例（平成16年 施行）	努力義務	路上喫煙等禁止地区（禁止） 過料2,000円 適用なし
川崎市	路上喫煙の防止に関する条例（平成18年 施行）	努力義務	路上禁煙防止重点区域（禁止） 過料2,000円 適用なし
横浜市	空き缶等および吸い殻等の散乱の防止に関する条例を改正予定（平成19年5月市会上程）	—	指定区域（禁止） 過料規定（予定）

政令市等における路上喫煙の規制状況（2-2）

	条例名・制定等の状況	市内全域での路上喫煙の規制	禁止地区・罰則等
新潟市	「(仮称)ぽい捨て等の防止に関する条例」の施行を目指し「市民検討委員会」等で検討中	努力義務	重点地区(禁止) 過料1,000~2,000円 予定
静岡市	路上喫煙による被害等の防止に関する条例 (平成18年 施行)	配慮義務	路上喫煙禁止地区(禁止) 過料2,000円 適用なし
浜松市	快適で良好な生活環境を確保する条例 (平成15年 施行)	迷惑行為として歩行喫煙を規定	なし
名古屋市	安心・安全で快適なまちづくりなごや条例 (平成16年 施行)	努力義務	路上禁煙地区(禁止) 過料2,000円 適用あり
堺市	安全安心に関する総合的な条例を検討中	—	—
広島市	ぽい捨て等の防止に関する条例 (平成15年 施行)	努力義務	喫煙制限区域(禁止) 過料1,000円 適用あり
北九州市	「(仮称)モラル条例」の平成19年度内の制定を目指している	—	—
福岡市	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例 (平成15年 施行)	なし	路上禁煙地区(禁止) 過料2万円以下 適用なし

京阪神における路上喫煙の規制状況

	条例名・制定状況	市内全域での 路上喫煙の規制	禁止地区・罰則等
京都市	路上喫煙等の禁止等に関する条例 平成19年5月 市会上程	努力義務	路上喫煙等禁止地区(禁止) 過料2,000円以下 予定
神戸市	たばこの吸い殻及び空き缶等の投げ捨て の防止等に関する条例 平成9年 制定	なし	喫煙制限区域(禁止) 罰則規定なし
吹田市	環境美化に関する条例 平成16年 改正	なし	喫煙禁止地区(禁止) 罰則規定なし
寝屋川市	美しいまちづくり条例 平成17年 制定	全市域禁止 勧告・公表	
芦屋市	清潔で安全・快適な生活環境の確保 に関する条例 平成19年6月 施行	努力義務	喫煙禁止区域(禁止) 過料5万円以下 適用予定

路上喫煙防止指導員制服 (シャツ)

シャツ正面



シャツ背面



イメージ

路上喫煙防止指導員制服(ブルゾン)

ブルゾン/正面



ブルゾン/背面



イメージ

路上喫煙防止指導員制服(帽子・腕章)



腕章



イメージ

ポスター(案)イメージ

路上喫煙マナー向上啓発用

子どもの顔写真を大きく使用予定
2バージョン作成予定
(モデル 男の子・女の子)

路上喫煙対策に関する情報などを記載予定
(条例の趣旨・内容なども含む)



「たばこの火が目当たりそうになったよ」といった大人に訴えかけるようなコピーを予定
(喫煙自体を否定する内容ではない)

大阪市路上喫煙対策普及啓発キャラクター「アカンズキン」も登場します

ポスター(案)イメージ

禁止地区・過料徴収周知用

禁止地区のさわやかなイメージ写真を大きく使用予定

条例・禁止地区・過料徴収の情報を記載予定

コピー

禁止地区の周知に関するコピーを予定

禁止地区の地図

メッセージ

大阪市路上喫煙対策普及啓発キャラクター「アカンずきん」も登場します





大阪富国生命ビル

阪神梅田駅

阪神百貨店
(阪神梅田駅)

新島急ビル

梅崎警察署

梅田
第一ビル

旭屋書店

地下鉄東梅田駅

梅崎小売市

日興ビル

梅崎
丁目

大阪

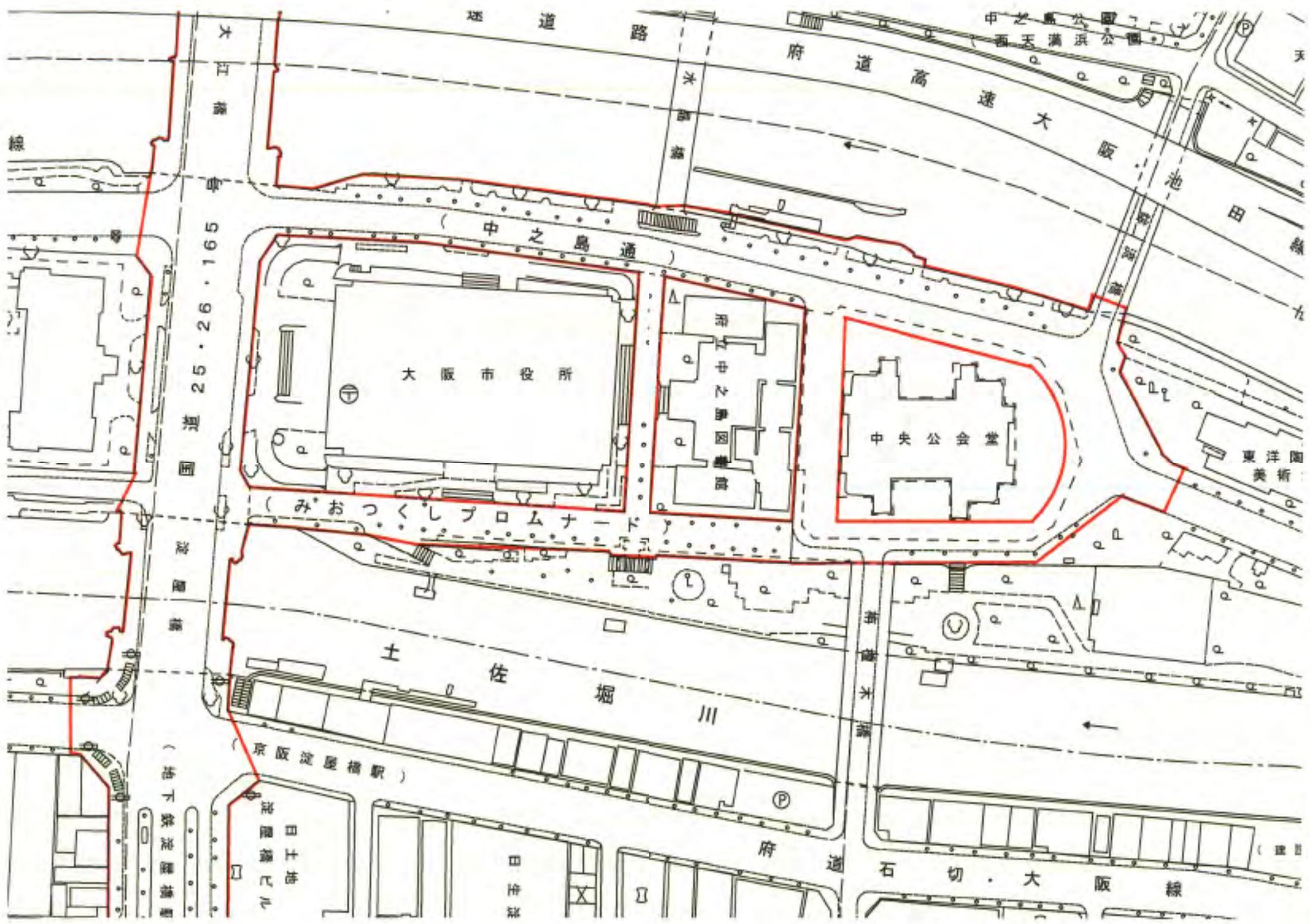
梅田
1丁目

プール

丁

駅前線

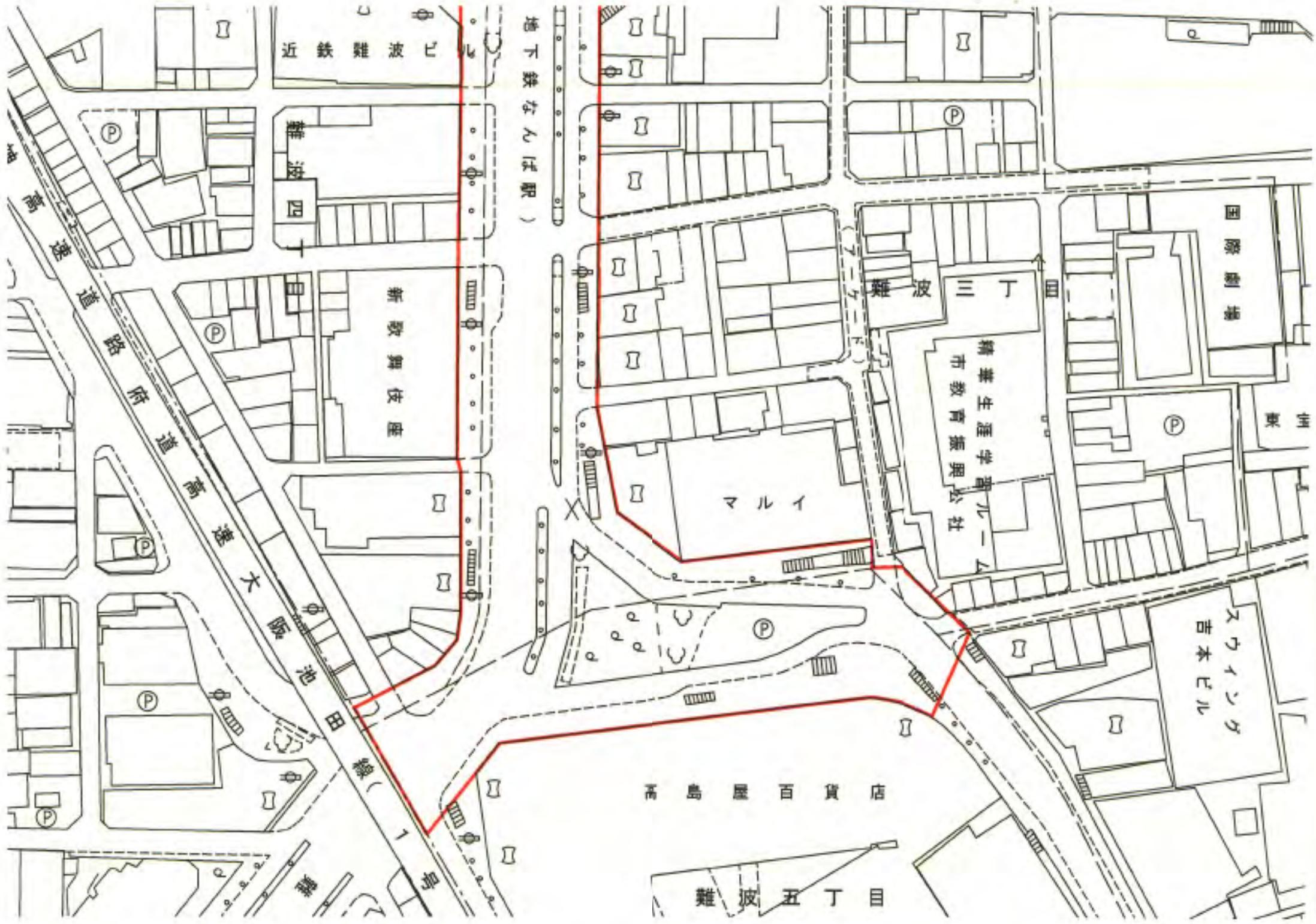
イマ



大江橋
国道 25・26・165
淀屋橋
淀川
京阪淀屋橋駅
淀屋橋ビル
日土地
日生社

中之島通
大阪市役所
中之島駅
みおつくしプロムナード
土佐堀
淀川
京阪淀屋橋駅

府道高速大阪
池田
東洋園美術
木履橋
府道
石切・大阪線



地下鉄なんば駅)

近鉄難波

難波四丁目

新歌舞伎座

難波三丁目

精華生涯学園公社
教育振興

国際劇場

マルイ

高島屋百貨店

難波五丁目

スライニング
吉本ビル

『路上喫煙禁止地区』の指定について」の審議のまとめ

第1回委員会（平成19年4月25日）のまとめ

意見等

- 喫煙する自由の制限に対する配慮と市民等の安全・安心・快適な生活環境の確保という、相反する施策の調和が必要である。
- 営業者の権益の保護と規制の整合性が必要である。
- 路上喫煙対策による様々なマナー向上への影響を期待する。
- 道徳的な観点、子どもを守り育てる観点からの取組みが必要である。
- 市民や大阪へのビジターに対する条例内容の周知の徹底が必要である。

第2回委員会（平成19年5月16日）のまとめ

1 「路上喫煙禁止地区」選定の考え方

- 危険性、通行量及び明確性の観点
- その他（実効性の確保のため考慮すべき事項）
 - ・ 大阪を代表する地域で、啓発、PR効果が高いこと
 - ・ 行政が主体的に取り組む禁止地区と市民、事業者が主体的に取り組む(仮称)重点啓発推進地区について

2 「御堂筋及び市役所周辺」選定の考え方

- 危険性及び通行量において上位地点が多い
- 規制範囲が明確である
- 大阪を代表する地域であり、知名度が高く、PR効果が期待できる
- 上記及び市の率先垂範の観点から、市役所周辺も含める

意見等

- 今回は、さしあたり一部の地域に限定することとしてはどうか。
- 「御堂筋」は、大阪を代表する通りであるからよいのではないか。
- 「御堂筋」は距離が長いのでポイントを絞って「禁止地区」とすべきではないか。
- ポイントを絞ると、「御堂筋」という地域の明確性がうすれ、同時にPR効果もうすれると考えられる。
- 今後、必要性により新たな地区選定も考えられる。また、既に選定した地区も、路上喫煙についての被害（とりわけ安全の観点からの被害）が顕著に減少した際には禁止地区の解除の可能性も考えておくべきである。
- 「路上喫煙の禁止」については、相反するふたつの考え方が並存する。一方においては、喫煙は基本的に個人の自由の問題であって、それは社会的道徳にゆだねるべきことで、地方自治体が公的権威あるいは公的権力をもとに規制す

るのは原則的に望ましくないという考え方があり、それとは全く逆に、安全・安心、タバコの火による危険性に着目し、公的規制を当然のこととする考え方がある。このことを念頭に置きながら路上喫煙対策に取り組む必要がある。

- 禁止地区内での実効性の確保が重要であるが、地区内でなくなっても地区外で増えれば意味がない。
- 本条例の実効性の確保はマナー・モラルの向上にある。
- 大阪市民等へはもとより、ビジター等に対する周知も重要な課題である。